

大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書 確認事項

平成28年7月28日施行

1. 第1条（目的）について

第1条の「公共土木施設」とは、次のとおりとする。

道路、橋梁、河川、海岸、ダム、砂防、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道（処理施設等は含まない）、公園又は港湾等をいう。

2. 第2条（助言の内容）について

「この協定に基づき甲が乙に要請する助言は、被災箇所全体をふかんした総合対策を検討する内容とする。」とは、次のとおりとする。

大規模災害時に、県又は市町村からの他の防災協定等に基づき被災状況調査等の要請を受けた団体等による現地調査又は報告に、県又は市町村職員に同行し、施設の被害状況を把握し、施設の復旧方法及び検討方針を決める際の県又は市町村の総合的なアドバイザーとして、技術的な助言を述べることをいう。

（具体例1）

広域的な災害が発生した場合や、県又は市町村職員のみでは復旧方針等の決定が困難な場合において、技術士としての各専門分野の高度な技術力を発揮して、同行している県又は市町村職員に対して総合的な全体の復旧方針を踏まえた技術的助言を行う。

（具体例2）

被災した公共土木施設の復旧対策について、県又は市町村が建設コンサルタント等に別途依頼（委託）して作成した復旧方針に対して、技術士としての各専門分野から見た評価等を行い、様々な技術的助言を行う。

（具体例3）

河川の堤防破堤や道路法面崩壊により交通規制を伴う被災等のような緊急かつ早期復旧が必要な被災箇所について、最終的な本復旧を見据えた応急復旧対策の方向性の技術的助言を行う。

3. 第3条（助言の要請）について

第3条の「助言要請書」とは、別紙様式第1号のとおりとする。

4. 第4条（支援技術者の選定・派遣）について

第4条の「支援技術者選定書」とは、別紙様式第2号のとおりとする。

5. 第6条（業務報告）について

第6条の「助言業務報告書」とは、別紙様式第3号のとおりとする。

6. 第7条（経費負担）について

第7条の「費用」は、次のとおりとする。

（1）「甲の要請により乙が助言に要した費用については、原則として乙が負担するものとする。」とは

災害支援活動を開始してから2日以内の初動期に発生する現地調査や助言に要する費用については、乙の負担とする。ただし、現地調査にあたり、県又は市町村が乙の送迎が可能な場合は極力その対応を行う。

（2）「2 前項に定める費用以外に要する費用については、助言要請機関と乙が協議して費用負担を決めるものとする」とは

現地調査において宿泊等の対応が必要となった場合の宿泊費や初動期以降も継続して助言が必要となった場合における交通費や人件費等については、助言要請機関と乙が相談の上負担方法等を決めるものとする。

7. 第8条（支援技術者の災害補償）について

第8条の「この協定に基づいて助言に従事した支援技術者が、負傷、罹患又は死亡した場合」とは、「支援技術者が、助言に際し負傷、罹患又は死亡した場合」を示すものとする。

8. 第10条（連絡体制）について

第10条の「連絡体制」とは、別紙様式第4号のとおりとする。

以上